

○センターの使用料減免に関する減免率の基準（現行）

区分	減免率	備考
1 安曇野市又は教育委員会が利用する場合	100分の100	
2 安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	
5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
6 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
7 その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。